

昭和53年度（問 題）

次のA, B, Cのうちいずれか一つを選んで解答せよ。

A （4問中3問選択）

1. A（年齢57歳）は、昭和52年5月健康診断を受け、血圧が高い（最高血圧190ミリ、最低血圧110ミリ）から医師の治療を受けるよう注意された。近くの医院で受診したところ本態性高血圧症と診断され、以後治療を受けた結果血圧値は最高血圧140ミリ、最低血圧80ミリにおさまったが、ときには健康診断当時の状態まで上下することもあった。また、血圧降下剤の服薬は続けていた。

Aは、昭和52年12月6日X生命保険会社の外務員Yの勧誘に応じ、自己を被保険者として死亡保険金1,000万円の定期付養老保険契約を申し込んだ。その際Yから健康状態について質問されたので『血圧が少し高いのだが……。』と答えたところ、Yは『少し位なら大丈夫ですよ。』といい、それ以上追究はせず、申込書とともに第1回保険料相当額を受け取った。

Aは、12月9日指定どおりX生命保険会社の嘱託医の診査を受けた。その診査医は『どこか具合の悪いところはありませんか。』と質問したが、Aは『別にありません。』と答え、診査は打聴診のほか検尿、血圧測定が行なわれた。格別な異常所見はなく、血圧値は最高血圧145ミリ、最低血圧85ミリであった。

その後X生命保険会社から、契約始期昭和52年12月9日の保険証券が送付されて来た。

Aは、引き続き上記医院で血圧降下剤の投薬を受けていたが、昭和53年6月8日脳出血のため死亡した。

7月3日受取人（Aの妻）からX生命保険会社に死亡保険金の請求書類が提出された。保険会社は直ちに調査を行なったが、調査は7月25日に完了した。保険会社は、調査の結果上記の事実が判明したため保険契約を解除することとし、解除通知をAの妻あて8月24日に発信した。

上記の事例について、商法および生命保険各社の現行普通保険約款の告知義務および告知義務違反に関する規定に関連づけて論述せよ。

2. 生命保険契約において被保険者の同意を必要とするのはいかなる場合か、契約締

結時と締結後のそれぞれについて述べ、この同意の法律的な意味を説明せよ。更に、団体保険の場合の被保険者の同意について言及せよ。

3. 生命保険会社の財産利用の制限について述べよ。
4. 次の語句について説明せよ。
 - (1) 主務大臣による検査
 - (2) 生命保険契約における責任開始期

B (4問中3問選択)

1. 特別法人税について、①創設の趣旨②課税標準③税額の計算方法④納付の方法⑤適格年金信託と厚生年金基金信託の差異を説明せよ。
2. 厚生年金基金に関し次の語について説明せよ。
 - (1) 国庫負担 (2) 標準給与 (3) 法第85条の2に定める責任準備金
 - (4) 福祉施設会計
3. 信託契約が成立するための基本的条件は何か、いくつかの要点を挙げて説明せよ。
4. 信託財産とは何か。
 - (1) その意義を明らかにし、営業信託における信託財産の種類を列挙せよ。
 - (2) 信託財産と受託者の固有財産とは、いかなる方法で区別され、いかなる点において法律上異なる取扱いをうけるか。

C (4問中3問選択)

1. 重複保険の意義および効果について説明せよ。
2. 次の事項について簡単にその意義を述べよ。
 - (1) 危険の変更
 - (2) 保険料不可分の原則
 - (3) 他人のためにする保険契約
3. 保険者の共同行為に対する私的独占禁止法の適用除外について、その趣旨および概要を述べよ。
4. 保険会社が料率団体の算出した料率ないしは監督官庁の認可を得た料率を誤って適用し、そのため過大または過少な保険料を徴収するということが、時として起り

得る。この場合の効果については種々の考え方があると思われるが、貴君の意見はどうか。

昭和53年度（解答例）

A-1

商法の規定によれば、保険契約の締結に際し、保険契約者および被保険者は、保険者に対し危険測定上重要な事実または重要な事項について告知する義務を負っており、保険契約者または被保険者が悪意または重大な過失によってこの義務に違反したときは、保険者は、その契約を解除することができることになっている。

生保各社の現行普通保険約款においても同様趣旨の規定がおかれている。以下この事例について問題となる点を述べる。

(1) まず、告知義務違反が成立するためには、つぎの2つの要件が必要とされている。

- ① 保険契約者または被保険者が重要な事実または重要な事項について不告知または不実告知の事実があること（客観的要件）
- ② この不告知または不実告知が保険契約者または被保険者の悪意または重大な過失にもとづいていること（主観的要件）

ここで重要な事実または重要な事項とは被保険者の生命の危険を測定する上で重要な事実または重要な事項をいうのであり、もし、保険者がその事実または事項を知ったとすれば契約を締結しないか少くとも同一の条件では契約を締結しないものと客観的に認められるものである。

本問の場合、被保険者Aは、契約前に健康診断を受けた際、血圧値が非常に高かったため医師の治療を受けるよう注意され、受診したところ本態性高血圧症と診断され、以後継続して血圧降下剤を服用していたのであるが、これらの事実が告知すべき重要な事実該当することについては、全く異論のないところであろう。

また、主観的要件の面においても、被保険者Aが、血圧降下剤の服用によって血圧値が、ほぼ正常な状態にもどっているのだから大した病気ではないと判断して、これらの事実を告知しなかったとすれば、それは、健康に関する一般常識からみて、重大な過失があったというべきもので、故意に告知しなかった場合を含めて、これらの事実の不告知は悪意または重大な過失によるものといわざるを得ない。

ただ、この場合、外務員Yの質問に対し、Aは「血圧が少し高いのだが……。」と答えているので、この点について述べることにする。

先ず告知の相手方の問題がある。告知は、保険者を代理して告知を受領する権限のある者に対して、なすことを要する。外務員に対する告知については、外務員は申込の誘引を行なう保険会社の使用人に過ぎないものであり、外務員には告知受領権はないとするのが、現在の学説・判例の、大方の立場である。これに対しては、外観法理、消費者保護あるいは使用者責任等の観点から、外務員には告知受領権があるとか、外務員にも告知受領権を与えるべきであるとかいう意見が出ている。しかしながら、仮にこの意見を容れて、外務員には告知受領権があり、外務員の告知取扱について保険会社が責任を負わなければならないという立場に立ったとしても、本問の場合、病名および継続服薬の事実等基本的な事項については何ら告知されていないのであって、血圧が少し高い旨の告知に対し、外務員Yが、特に、追究しなかった点、問題なし、とはしないが、この程度の告知は、いわゆる過少告知といわれるべきもので、告知受領の責任を云々するまでには至らないケースであろう。

これに対し、診査医の場合には、雇用関係の有無にかかわらず告知受領権が認められているが、本問の場合には、診査医の質問に対し被保険者Aは何ら告知していない。

以上、述べて来たとおり、本問の場合は告知義務違反が成立しているといえる。

(2) 告知義務違反が成立すれば、保険者は保険契約を解除することになるが、保険者が告知義務違反の事実を知っていたとき、または、過失により知らなかったときは解除権は阻却され、また、保険者が解除の原因を知った時から1カ月間行使しないとき、または、契約の時から2年継続（商法では5年経過であるが、生保各社の約款でこれを2年継続に短縮している。）したときは、解除権が消滅することとされている。この期間は時効ではなく除斥期間であり、その期間の経過により解除権は当然に消滅するものである。それぞれについて該当の有無を検討してみる。

① 解除権の阻却事由について

告知受領権を持っている診査医の場合には、その者の知または過失は保険者のそれと同視されると解されている。本問の場合、診査医は被保険者に体況について質問しており、血圧測定を含めて所定の診査を実施したが特に異常所見はなく、告知がなければ診知できなかったケースと認められるので、診査医には過失はなかったものといえる。

外務員については、告知受領権がなく、外務員の知または過失が即、保険会社の

それになることはない。仮に、告知受領権があり、外務員の知または過失が即保険会社のそれになるとの考え方に立っても、上記(1)で述べたとおり、外務員の告知受領に関する過失責任は問題とならないであろう。従って、本問の場合、解除権を阻却する事由はない。

② 解除権の消滅事由について

契約の時から2年を経過していないことについては、契約日が52年12月9日、被保険者Aの死亡日が53年6月8日であるので、問題はない。解除の原因を知ってから1カ月以内に解除権を行使することについては、本問の場合、若干問題がある。保険会社が解除の原因を知ったのは、53年7月25日（調査完了日）であり、それから1カ月以内に解除通知を相手方（Aの相続人である妻）に到達させなければならない（発信しただけでは足りない。）が、期間の計算には、民法の初日不算入の原則が適用されるので、本問の場合、53年8月25日までに解除通知が相手方に到達しなければ解除は、その効力を生じないことになる。

③ 保険者が保険契約を解除したときは、その解除は将来に向かってのみ効力を生じることとされている。（契約の一般原則では、解除は遡及効果をもつのであるが。）従って、保険者には払い込まれた保険料を返還する義務はないが、生保各社の約款では解約払戻金を支払うこととしている。（実際には、払い込まれた保険料相当額を見舞金として支払っている。）ただ、保険金の支払については、保険事故発生後になされた解除の場合でも、保険者は、その支払責任を負わないこととされている。ただし、この場合でも保険契約者、被保険者および保険金受取人（商法上は保険契約者のみ）において保険事故の発生が告知義務違反の事実に基づかないことを証明したときは、保険者は、保険金支払義務を免がれないこととされている。本問の場合、本態性高血圧症による脳出血のため死亡したものであり、告知義務違反の事実と保険事故の発生との間に直接の因果関係が認められるので、上記ただし書が問題となることはない。

A-2

(1) 保険契約者が自分自身を被保険者としてその生死を保険事故として契約する自己の生命の保険契約の場合は、保険金受取人が誰であろうと、保険契約が不法の目的に利

用されるおそれは、ほとんどないと考えられる。

これに対し、保険契約者が自己以外の者（他人）を被保険者とする他人の生命の保険契約で、他人の死亡を保険事故とする契約の場合、これを無制限に認めると、賭博的に悪用されたり、故意にその他人の生命に危害を加えたり、不法な保険事故を招来するおそれがある。

- (2) これを制限または回避する方法は色々考えられるが、立法例としては、保険金受取人が被保険者の生死について被保険利益を持っていないなければならないという主義、保険金受取人が被保険者の親族でなければならないという主義、このような契約については被保険者の同意を必要とするという主義等がある。
- (3) わが国の商法においては、この中の同意主義の立場をとっており、この考え方は契約上もっとも関係深い被保険者に異議のないことをもって、その契約には不当性が存在しないことを推断するという立場である。
- (4) 同意を必要とする場合は、
- ① 他人の生命の保険のうち、その死亡を保険事故とする場合（生死混合保険も勿論ふくむ。）ただし、その他人が保険金受取人である場合は不要とされる。（商法674条1項但書）
 - ② 被保険者の同意が必要な他人の生命についての保険契約において、被保険者の同意を得て契約の効力の発生後、保険金受取人が、その請求権を他人に譲渡する場合には、さらに被保険者の同意が必要とされる。（商法674条2項）
被保険者と保険金受取人が同一の契約の場合、被保険者から保険金請求権を譲り受けた者が、さらにこれを他人に譲渡する場合。（商法674条3項後段）
自己の生命の保険契約で受取人が他人の場合、受取人がその権利をさらに他人に譲渡する場合には、他人の死亡の保険契約の場合と同様の弊害を生じる可能性があるため、被保険者の同意が必要とされる。（商法674条3項前段）
 - ③ 他人の生命の保険契約の成立後あらたに受取人を指定または変更する場合。ただし、この指定または変更によって被保険者自身が保険金受取人となる場合は不要である。（商法674条1項、677条2項）
- (5) 被保険者が同意すれば、保険契約に反公序良俗性がないものと推断される。しかし、同意の法的性質は、契約当時の意思表示と結合して保険契約を成立させるための要

件ではなく、同意があるまでは契約の効力が発生しないという、効力要件と解される。
(6) 現行商法が立法されるときは、現在の団体保険の形態に対して如何に法規制を行うべきかは考慮されなかった筈である。

とすれば、団体保険契約における被保険者同意が必要か不必要かの問題は、現行商法の埒外で考えてもよいとの意見もあるが、反面また商法674条が団体保険契約への適用を除外されると断定することにも組し得ない点がある。

そこで団体保険契約においては、被保険者の数が多くて一人一人の同意が得られないときは、たとえば会社の労働組合の代表者による一括同意の意思表示で足りるとする説もあり、就業規則または労働協約の中に職員を団体保険に加入せしめる旨書かれていれば足りるとの説もある。その他事情によっては揭示回覧の措置をとっておけば、同意必要の趣旨からして、同意と同じ効力を生じさせてもよいのではないかとの考えもある。

一方、団体保険の場合は、被保険者一人一人の同意はそもそも不要であるとする説もある。なぜならば、団体保険の場合は被保険者の同意がなくても被保険者の生命に危害が加えられたり、賭博に悪用されたりすることは考えられないからだというのである。しかし、この場合にもやはり事後のトラブルの防止上被保険者にどのような保険に加入するのか（加入しているのか）を知らせて置く必要はあると思う。

（答案作成にあたり団体保険契約における被保険者同意の問題は、必要説、不必要説どちらをとってもよい。但し、何故必要か、何故不必要かの論理が筋道立っていない）

A-3

生命保険会社の財産利用は、生命保険会社の資産が多数の契約者からの長期に亘る保険料収入を源泉とするものであり、保険契約上の責任を果すための原資であるから、その資金の長期性を生かしつつ、安全、有利の原則に基づいて効率的に運用されなければならない。

また、生命保険事業の公共性を見地からもその資産は国民経済の発展と国民生活の向上に寄与するよう配慮がなされなければならない。

したがって、他の金融機関と同様、独占禁止法などにより一般金融機関としての資産

運用上の規制を受けるほか、生保資金の特性という面から、保険業法、同施行規則さらには大蔵当局の通達等により種々の制限が加えられている。

(1) 財産利用方法書

保険業法第1条では、保険事業の免許を受けるさいの申請書に添付する書類の一つに財産利用方法書を含めており、更に、それを変更する場合には同法第10条により、大蔵大臣の認可を受けることが必要とされている。

財産利用方法書の記載事項については保険業法施行規則14条に次のように規定されている。

- 1 所有すべき財産の種類および其の制限
- 2 貸付の種類および其の制限
- 3 担保貸付をなす場合における担保物件の種類および其の制限
- 4 信託すべき財産の種類および其の制限ならびに信託の期間

(2) 財産利用方法の制限

財産利用の方法を保険会社の自由に委ねた場合、収益性を求めるあまり安全性が軽視されたり、資産の流動性に問題が生じたりという恐れもあるため、保険業法施行規則第18条に次のような運用対象の制限が設けられている。

- 1 国債、地方債、特別の法令により設立したる法人の債券、社債または株式の所有
- 2 外国の国債、地方債、社債または株式の所有
- 3 前2号に掲げる有価証券を担保とする貸付
- 4 不動産の所有
- 5 不動産または法令に依り設定したる財団を担保とする貸付
- 6 船舶を担保とする貸付
- 7 公共団体に対する貸付
- 8 保険約款の規定に依る貸付
- 9 郵便貯金または銀行預金
- 10 信託会社に対する金銭または有価証券の信託
- 11 その他大蔵大臣の認可を受けたる方法

なお、昭和53年8月15日付通達により、社会経済状況の変化に対して財産利用の多

様化を促進することにより財産利用の効率性、公共性をより高めるために財産利用方法の制限が緩和され、次の方法も認められるようになった。

- 1 抵当権付住宅貸付債権の譲渡のための住宅抵当証券の譲受け
- 2 リース債権または割賦債権を担保とする貸付
- 3 外国政府等（州政府，地方公共団体，中央銀行，政府系金融機関を含む）に対する貸付または外国政府等の保証する貸付

(3) 財産利用割合の制限

財産利用割合については危険分散，公共性の発揮，流動性の観点から保険業法施行規則第19条で総資産に対する次のような財産利用割合の制限を設けている。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1 株式の所有 | 10分の3 |
| 2 不動産の所有 | 10分の2 |
| 3 同一会社の社債および株式の所有ならびにこれを担保とする貸付 | 10分の1 |
| 4 同一人に対する貸付 | 10分の1 |
| 5 同一銀行に対する預金または同一信託会社に対する信託 | 10分の1 |
| 6 同一物件を担保とする貸付 | 20分の1 |

ただし，上記3から5までは通算する。

なお，このほか大蔵省通達によっても財産利用割合に対する制限が設けられている。

- (4) 以上のような財産利用の制限のほか，株式の評価の特例（保険業法第84条），評価益および売却益の積立（保険業法第86条）などについても保険会社に特有の規制が行なわれている。

A-4(1)

主務大臣による検査は，(1)保険業法第8条，(2)保険募集の取締に関する法律第19条および(3)外国保険事業者に関する法律第19条にそれぞれ規定されている。

(1) 保険業法の規定

- ① 保険業法は私営保険事業の公共的性格による法規制の体系であり，実体的監督主義に基づく監督規定を設けている。主務大臣による検査はこの監督措置の一形態で

ある。

- ② 検査権は「主務大臣」（大蔵大臣）に属し、「何時でも」、「当該官吏」（通常は大蔵金融検査官）をして「保険会社の営業所、事務所その他の場所」（たとえば、出張所。ただし、代理店はここにいう「場所」には含まれない）に「臨検」し、「業務、財産の状況もしくは帳簿その他の物件」を検査することができる。この場合、検査官には身分証明証の携帯が義務付けられている。検査を拒み妨げまたは忌避したときは罰則の適用がある。検査権の法的性質は行政上の任意調査であり、その行使に当っては常に相手方の明示または黙示の同意が要求される。（検査権の目的内で正当行使の範囲であれば保険会社には受忍義務がある。）

(2) 保険募集の取締に関する法律の規定

- ① 保険募集の取締に関する法律は保険契約者の利益保護と保険事業の健全な発達をその目的とし、保険募集人の適格性の確保とその募集行為の適正化を意図したものである。主務大臣による検査は、この目的を登録管理によるほか日常業務一般に関する検査を徹底して行なわせることにより達成せんとする一手段である。

- ② 大蔵大臣は、「その職員」（通常は、保険一課の職員、財務局および財務部の職員）をして生命保険募集人または代理店に対し、臨店検査をせしめ、その所持する募集文書図書、帳簿書類等を検査させることができる。その他については(1)で述べたとおりである。

(3) 外国保険事業者に関する法律の規定

同法律第19条に保険業法第8条を準用する旨の規定が設けられている。

A-4(2)

保険契約は当事者の合意によって成立する諾成契約であって、申込とそれに対する承諾があれば直ちに成立して効力も生ずることになる。契約法理論としては、保険者はその時から保険契約上の責任を負う、即ち、責任が開始することになるのであるが、現代の保険はいわゆる「保険料前払主義」によって運営されており、責任開始についてつぎのような取扱をしている。

生保各社の約款は、「会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者が第1回保険料を払い込んだ日から会社は保険契約上の責任を負う」旨規定し、契約は申込に対する

承諾によって成立するが、第1回保険料の支払があるまでは、保険者の責任は開始しないものとしている。

しかしながら、実際には外務員が申込人から申込書を受理すると同時に第1回保険料に相当する金額を受領する慣行が広く行なわれており、生保各社の約款は、上記の約款条項に続いて「会社が第1回保険料相当額を受領した後、申込の承諾をした場合には、会社は第1回保険料相当額を受領した時（被保険者に関する告知前に受領した場合には、その告知の時）から保険契約上の責任を負う」旨規定して責任開始期を契約成立前に遡及させている。

ここで、申込人が第1回保険料相当額を払い込んだ後、会社が承諾する前に被保険者が死亡した場合（いわゆる「承諾前死亡」の場合）契約法上は会社がまだ承諾していないので、会社の保険金支払義務はないと言う説が通説のようであるが、生保各社では被保険者が第1回保険料相当額受領時または診査時に客観的に健康体であったと認められる場合には死亡保険金を支払うという方針で処理されている。

B-1 特別法人税について

(1)創設の趣旨

- ①税制上の原則的取扱いとしては、事業主が従業員に給与を支払った場合と同様に、従業員のために年金掛金を払込んだ場合には、その時点で事業主について損金算入が生じ、その反面として従業員について給与所得が発生するということになるのが本来の形である。
- ②しかし、適格年金および厚生年金基金においては、従業員のために掛金を事業主が払込んだ時点では各人の受給額は確定せず、実際に退職等によって年金の支給を受ける時に確定するので、その時まで従業員に対する所得税課税を繰り延べることとされている。
- ③そこでこの掛金払込時から年金受給時までの繰り延べの利益について「特別の法人税」を課すべき事とされ、昭和37年適格年金制度発足の際これが創設されたのである。（法人税法…以下「法」と略称…第8条）なお、本来従業員を担税者とすべきこの税が、年金の受託機関と担税者としている事情については後記(4)に解説する。
- ④現在、特別法人税の税率は $\frac{1}{100}$ であるが、その算出過程で給与所得者の平均上積所得税率（個人住民税を含む）に利子税率（年7%）を乗じて計算されていることは、上記の繰り延べの利益に対する課税の趣旨を表わしているものである。

(2)課税標準

- ①特別法人税の課税標準は、年金制度の受託機関毎に「各事業年度の退職年金積立金の額」とされている。（法第83条）そしてこれは「当該事業年度開始の時ににおける退職年金積立金の額を12で除しこれに当該事業年度の月数を乗じて計算した額」（法第84条）と定義されている。従って受託機関が信託銀行の場合は、6箇月決算であるから「期首における退職年金積立金の $\frac{1}{2}$ 相当額」となる。
- ②上記の算定の基礎となる「期首における退職年金積立金」については、法人税法施行令（以下「令」と略称）157条において、信託の場合「信託銀行が当該期首において結んでいるそれぞれの年金契約に係る信託財産について、その期首の直前に到来した“信託財産計算時”（年金信託決算時）における下記(ア)と(イ)の合計額から、(ウ)と(エ)の合計額を控除した額」とされている。
（ア）信託財産のうち有価証券については、総平均法又は移動平均法による原価法で評価した金額

- (イ)(ロ)以外の信託財産については、取得価格による金額
- (ウ)信託財産からの収益の分配額で未だ事業主に返還されていない金額
- (エ)従業員負担で払込まれた掛金総額から、既に支払った年金額の中の従業員掛金相当分（下記算出式による）を控除した金額

$$\text{支給済年金額} \times \frac{\text{従業員負担掛金累計額}}{\text{年金支給（見込）総額}}$$

（厚生年金基金の場合は後記の通り(エ)は適用しない）

③信託銀行の決算期は3月末、9月末の年2回であるが、各年金契約に係る「信託財産計算時」（年金信託決算時）は年1回（各契約毎に定める時点）となっているので、「期首において結んでいる年金契約の、当該期首直前の年金決算時における財産」を基礎とする退職年金積立金は、契約毎に見れば、「同一金額が2度続けて採用される」こととなる。つまり課税標準額は、年金契約毎に見れば、受託銀行の2事業年度に亘って同一金額となる訳である。ただし受託銀行毎の課税標準額は3月期と9月期とでは、「期首現在保有契約」が異なることによって当然異なった金額となる。

(3)税額の計算方法

特別法人税の額は、各事業年度の退職年金積立金の額に $\frac{1}{100}$ の税率を乗じて計算する。（法第87条）既述の通り年金契約毎の「期首における退職年金積立金」を合算した金額に $\frac{1}{2}$ を乗じて「事業年度の退職年金積立金」を算出し、これに $\frac{1}{100}$ を乗じて税額を算定する。

(4)納付の方法

特別法人税の納付義務者は「退職年金業務を行なう内国法人」とされており（法第8条）年金契約の受託機関である信託銀行又は生命保険会社が、申告書の提出及び税の納付を行なう。申告書の提出先は受託機関の本店所在地を管轄する税務署長であり、申告と同時にその法人税額を納付しなければならない。信託銀行の場合、納付期限は各事業年度終了の日（3月末、9月末）から2箇月以内とされている。

既述の「創設の趣旨」からは、この税の担税者は本来「従業員又は従業員団」であるべきものであるが、課税手続上の困難等から受託機関にいわば「代位納付」をさせることとしたものであり、従って代位納付をする受託機関は、本来従業員に帰属すべき「受託財産から生じた運用収益」の一部を以てこれにあてることとしているのである。

(5)適格年金と厚生年金基金との差違

①特別法人税に関する適格年金と厚生年金基金（以下「基金」と略称する。）との差違は以下の3点である。

⑦課税対象となる契約が、適格年金ではすべての契約であるが、基金の場合は「課税基金契約」すなわち「通常掛金額が国家公務員水準掛金額をこえる基金契約」に限定されること。

⑧課税標準の基礎となる「各契約毎の退職年金積立金」の計算において基金の場合は、適格年金と同様の計算により得られた信託財産の額から、「国家公務員水準の長期給付に要する積立金相当額」を控除するものとされたこと。

⑨同じく「各契約毎の退職年金積立金」の計算において、適格年金では従業員掛金相当分が控除されるが、基金の場合はこの控除はされないこと。

以下それぞれについて説明する。

②「課税基金契約」とは、法人税法施行令（以下「令」という。）第156条の2第8号にいう「通常掛金額が公務員水準掛金額をこえる基金契約」である。そして「公務員水準掛金額」については、同条第3号に「当該基金がもし設立されなかった場合に、その加入員に係る厚生年金保険料として払込むべき金額から、基金設立後も引続き加入員に係る厚生年金保険料として払込むべき金額を控除した金額（いわゆる「免除保険料」相当額）に2.7倍を乗じて計算した額」と規定されている。

つまり、国家公務員共済の長期給付と同等の給付水準までは、公的年金に準ずるものとして非課税扱いとする趣旨であり、その判定に際して給付水準そのものでは、定額給付、給与比例給付の別があり、同じ給与比例でも最終給与、加入期間平均給与等、基準給与を異にする場合があって、比較が困難となるため、国家公務員共済の長期給付と同等水準の給付を賄うのに必要な通常掛金額である「免除保険料相当額の2.7倍」を基準に採用した訳である。換言すれば厚生年金の代行相当部分の2.7倍の給付水準が公務員給付水準であると考えられる訳である。

③課税基金契約の退職年金積立金の計算において、信託財産の額から控除される「公務員水準積立金相当額」は令第157条第2項第3号の規定に従い、次の算式により計算される。

(a)過去勤務債務掛金がないとき、および過去勤務債務掛金があってもそれに課税すべきとき

$$\text{公務員水準積立金相当額} = \text{信託財産の額} \times \frac{\text{公務員水準掛金額}}{\text{通常掛金額}}$$

(b)過去勤務債務掛金があり、それには課税すべきでないとき

公務員水準積立金相当額

$$= \text{信託財産の額} \times \frac{\text{公務員水準掛金額} + \text{過去勤務債務掛金額}}{\text{総合掛金額}}$$

$$= \text{信託財産の額} \times \left(\frac{\text{通常掛金額}}{\text{総合掛金額}} \times \frac{\text{公務員水準掛金額}}{\text{通常掛金額}} + \frac{\text{過去勤務債務掛金額}}{\text{総合掛金額}} \right)$$

(a), (b)のいずれを適用するかについて。

過去勤務債務掛金が、予定払込（償却）期間に応じた下記の倍数によって計算した「過去勤務債務掛金の公務員水準相当額」をこえる場合は(a)を適用し、こえない場合は(b)を適用する。

$$\left(\frac{\text{過去勤務債務掛金の}}{\text{公務員水準相当額}} \right) = \text{公務員水準掛金額} \times \frac{17}{27} \times \left(\begin{array}{l} \text{払込予定期間} \\ \text{に応じた倍数} \end{array} \right)$$

払込予定期間に応じた倍数

(払込予定期間)	(倍数)
7年以上10年以下	2.22倍
10年超 15年以下	1.67倍
15年超 20年以下	1.40倍
20年超 25年以下	1.25倍
25年超 30年以下	1.15倍

ここでの(a)の式は、信託財産のうち $\frac{\text{公務員水準掛金額}}{\text{通常掛金額}}$ のみを控除するもので、過去勤務債務掛金は控除対象から除外しており、(b)の式は、信託財産のうち $\frac{\text{過去勤務債務掛金}}{\text{総合掛金額}}$ に相当する部分の全額を控除した上、 $\frac{\text{通常掛金額}}{\text{総合掛金額}}$ のうち公務員水準掛金額に相当する部分のみを控除することを示している。つまり課税基金の判定に「公務員水準掛金額」を基準とした考え方を、課税基金の信託財産から控除する「公務員水準積立金相当額」にもそのまま適用する訳である。

「過去勤務債務掛金の公務員水準相当額」の算出式において、「公務員水準掛金額 $\times \frac{17}{27}$ 」を基礎としているのは、「公務員水準掛金額」が「免除保険料相当額の2.7倍」とされていることに関連しており、基金設立前の過去勤務期間については、厚生年金本体に加入しており、国から報酬比例部分の給付を受けるのが一般的なので、

2.7倍から厚生年金代行相当部分として1.0倍を差引き、即ち $\frac{2.7-1.0}{2.7}=\frac{17}{27}$ としたものである。

払込予定期間に対応した倍率は、下記のとおり予定利率年5分5厘による払込予定期間に対応する賦金率を、同利率による47年（通常掛金の払込予定年数）の賦金率（0.0598）で除した数値である。

2.22倍……………10年の賦金率（0.1326）

1.67倍……………15年の “ （0.0996）

1.40倍……………20年の “ （0.0836）

1.25倍……………25年の “ （0.0745）

1.15倍……………30年の “ （0.0688）

④課税基金の退職年金積立金の計算過程において、適格年金の様な従業員掛金相当部分の控除が行なわれない理由は、基金制度創設当時の厚生省年金局長と大蔵省主税局長との覚書きによって、公務員水準をこえた契約については、そのこえる部分の掛金は全額事業主負担とすべきことと定められているので、従業員掛金相当部分の控除規定は不必要とされたことによる。

（注）昭和56年から信託銀行は年1回決算となったこと、昭和57年の税法改正により課税標準、税額計算、納付方法に変更あり。

B-2

(1)厚生年金基金に関する国庫負担

- a 昭和40年6月1日付厚生年金保険法の改正により、企業等が厚生年金基金を設立し、その基金が国の行なう厚生年金保険給付のうち、老令年金・通算老令年金の報酬比例部分給付を代行することが認められることとなったが、これに伴い同法第137条は、基金が支給する年金給付に要する費用の一部を国庫が負担する旨定めている。この国庫負担は基金の請求に基づいて行なわれる。
- b 基金の行なう年金給付に要する費用についての国庫負担は、次のいずれかの方式によってなされる。

ア)第137条第2項による方式（いわゆる2項方式）

これは、基金を設立しなかったとした場合に受けることとなるであろう額と同額の国庫負担を行なう方式である。すなわち、法第80条に定める厚生年金保険

本体の給付に関する国庫負担の趣旨に従い、

(a)老令年金又は通算老令年金（その全額につき支給を停止されているもの及び受給権者が被保険者であるため、給付額の一部について支給を停止されているものを除く）の受給権者に基金が支給する年金給付について

(b)その年金給付のうちの代行給付相当額すなわち

$$\left(\text{加入員期間の平均標準報酬月額} \right) \times \frac{10}{1000} \times \left(\text{加入員期間月数} \right)$$

に対し

特例第1種被保険者（一般男子）	} ……………	$\frac{20}{100}$
特例第2種被保険者（一般女子）		
特例第3種被保険者（抗内夫）	……………	$\frac{25}{100}$

を乗じた額を国庫負担とする方法である。

（なお、加入員期間の一部が特例第3種被保険者期間である者については、国庫負担の額は、特例第3種被保険者期間に対応する給付額に $\frac{25}{100}$ を乗じた額と、特例第3種以外の被保険者期間に対応する給付額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額との合算額とされる。）

この方式によると、例えば他企業への再就職により厚生年金の被保険者となったために老令年金の受給権を失った場合又は年金の一部について支給停止の適用を受けた場合には、もとの基金の方で年金給付を行なっている場合、それについての国庫負担は行なわれないことになる。

(4)第137条第3項による方式（いわゆる3項方式）

2項方式によって国庫負担を受けるためには、基金から年金給付を受ける者が現に老令年金又は通算老令年金の受給権者であるかどうかを、確認する必要がある。そしてこの老令年金、通算老令年金の受給権者は、65未満での厚生年金保険被保険者資格の再取得により失権し又は一部支給停止の適用を受けるが、実際問題として、当該基金を脱退した者が他の厚生年金保険適用事業所に雇用されたかどうかを、常時把握して国庫負担の請求を行なうことは、基金にとって非常に困難であり、かつ厚生年金保険法並びに基金設立認可基準によって、基金の行なう年金給付の失権事由は、死亡と当該基金への再加入に限定されている（法第131条第2項、認可基準第三、年金給付に関する事項）という事情もあるので、これらの事情に適合した国庫負担の方式を第137条第3項で認めたのである。

(a)この方式に従えば、基金の加入員又は加入員であった者のうち、現に老令年金又は通算老令年金の受給権を有しているか否か又一部支給停止を受けていないかどうかにかかわらず、基金の申出により単に老令年金又は通算老令年金の受給資格要件をみたし、かつ支給開始年令に達している者に、当該基金が支給する年金の代行給付相当額について、国庫負担を行なうものとすることができる。（上述の事情から、実際には殆んどすべての基金はこの方式により国庫負担を受けることとなる。）

(b)この場合、国庫負担の対象となる年金給付の額については、代行給付相当額として前記(a)(b)の額（法第132条第2項各号参照）と同額とされているが、死亡と当該基金への再加入以外には年金の失権事由としないため、実質的には老令年金、通算老令年金を平均的に14%程度上回る給付となるので、3項方式による国庫負担はこの点を調整すべく、すなわち一般男子、一般女子の加入員についていえば、「現に老令年金の受給権者である者に対して交付される、代行給付相当額の $\frac{20}{100}$ の国庫負担の現価額」と、「老令年金の受給資格要件をみたし、かつ支給開始年令に達している者に対して交付される、代行給付相当額に対する国庫負担の現価額」とが等しくなる様に（ $\frac{20}{100} \times \frac{100}{114} \approx \frac{17.5}{100}$ ）基金の行なう年金給付についての国庫負担割合を $\frac{17.5}{100}$ と定めたのである。（厚生年金基金令第31条参照）

特例第3種被保険者（坑内夫）についても、同様にして基金の3項方式による国庫負担割合は $\frac{25}{100} \times \frac{100}{114} \approx \frac{21.9}{100}$ から $\frac{21.9}{100}$ とされている。

(2)厚生年金基金の標準給与

標準給与とは厚生年金基金の行なう「基本部分」の給付および掛金の算定の基礎となる給与のことで、政府管掌厚生年金における「標準報酬」に対応するものである。

基金の給付形態としては、代行型、加算型、融合型（又は共済型）の3形態があり、代行型は厚生年金の代行相当部分として老令年金・通算老令年金の報酬比例部分と同一の給付額算定方式をとり、給付率のみについてプラスアルファを付加するもので、全体が基本部分となっているが、加算型はこの代行型における基本部分と基金独自の給付算定方式による加算部分との複数の部分で、全体の給付を構成するものである。又、融合型は全体が基本部分でありながら、その中に代行相当部分と加算部分とを混然一体とした形で持つもので、給付額算定方式は厚生年金のそれ

とは全く異なった形をとっているものをいう。実態としては、融合型基金は国家公務員共済と類似した給付額算定方式をとるものが多いので、共済型とも呼ばれる。

標準給与は、前記3種の給付形態における「基本部分」の給付・掛金の算定の基礎として使用される給与をいい、それは以下の様に法令の定めに従い、標準報酬と同様な等級表として年金規約に表示しなければならない。

①標準給与の明定 基金は加入員の給与月額に基づき標準給与を定めなければならない。(厚生年金保険法…以下「法」という…第129条)

②基礎となる給与の範囲 標準給与の基礎となる給与の範囲は、法第3条第1項第8号に規定する報酬の範囲に一致するものでなければならない。ただし厚生大臣の承認を受けたときはこの限りでない。(厚生年金基金令第16条)

本条本文は代行型、加算型における基本部分すなわち代行相当部分の標準給与について規定したものであるから、標準報酬の基礎となる報酬に限定している訳であり、ただし書きの部分で融合型の標準給与については本文の適用除外となっている。実際の行政指導としては、「報酬に一定の簡明な給与を加減した給与」をもってその給与の範囲とすることができるものとされている。

③標準給与の基準

(a)標準給与の基準は、月額が31万円未満の給与については法第20条の表(標準報酬等級表)のとおりとし、月額が31万円以上の給与については、給与の額が2万円又はその端数を増す毎に標準給与の等級が1等級ずつ累進し、各等級の標準給与の月額はそれぞれ当該等級に属する給与月額の最低額に1万円を加えた額とする。(厚生年金基金令第17条第1項)

現行厚生年金の標準報酬は第1級～第36級で、第36級は報酬月額31万円以上に対応する標準報酬を、これに1万円を加えた32万円としているが、基金の標準給与もこの標準報酬の例にならって定め、36級の上に更に標準給与を設ける場合には、2万円刻みで加算して等級を設けるべきことを規定したものである。後記(c)のとおり、融合型ではこれと異なった定め方ができる。

(b)基金は標準給与の等級につき、前項に規定する第36級(32万円)を下らない範囲内において最高限度を定めることができる。(同条第2項)

標準給与について、標準報酬と同額又はそれ以上ならば、頭打額を設けることができることを規定したものである。

(c)厚生年金基金令第16条ただし書きの規定による承認を受けた基金は、厚生大臣の承認を受けて、標準給与の月額につき、別段の定めをすることができる。ただし最低等級の標準給与の月額は3万円でなければならず、最高等級の標準給与の月額は32万円以上でなければならない。(同条第3項)

前述の融合型の基金を考慮した規定である。

④給与の月額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法

その方法については、標準報酬について定めた法第21条から第25条までの規定の例による。ただし厚生年金基金令第16条ただし書きの規定による承認を受けて、法第3条第1項第8号に規定する報酬の範囲に含まれない労働の対償の全部又は一部を標準給与の基礎となる給与の範囲に含ませた基金は、上記にかかわらず厚生大臣の承認を受けて、標準給与の決定及び改定につき別段の定めをすることができる。(厚生年金基金令第18条)

代行型、加算型の基準給与については、本文により標準報酬の場合の規定を準用し、融合型のそれについては、ただし書きにより別段の定めを認めたものである。

(3)厚生年金基金の「法第85条の2による責任準備金」

①厚生年金保険法第85条の2は「政府は厚生年金基金が解散したときは、その解散した日において当該基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者に係る、政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。」と定め、これを受けて厚生年金基金令第55条は、「法第85条の2に規定する責任準備金の額は、基金が解散した日において、当該基金が年金給付の支給に関する義務を負っている者について、政府が積み立てるべき責任準備金が当該基金が解散したことにより増加する額に相当する額として、厚生大臣の定めるところにより計算した全額とし、その算定の基礎となる責任準備金の予定利率は年5分5厘とする。」と定めている。

②国の厚生年金保険の給付の一部を代行する機能を与えられた厚生年金基金が、解散する事態となったときには、基金は厚生年金保険法（以下「法」という。）第146条により当該基金の加入員であった者に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れ、法第44条の2第2項、第3項により国は当該基金の加入員であった者の基金加入員期間について、国の厚生年金保険の被保険者であったも

のとして取扱うこととし、又、年金受給者に関しては解散の翌月から年金額を改定するのであるが、その給付源資として上記の法第85条の2による、所謂「最低責任準備金」を解散基金から国が徴収する訳である。

③昭和50年1月31日厚生大臣告示第32号（昭和51年7月31日告示第225号により一部改正）は、この最低責任準備金の算出に関し

「加入員たる被保険者期間の平均標準報酬月額 $\times \frac{10}{1000}$ \times 当該期間月数により得た金額から、男子・女子 $\frac{20}{100}$ 、坑内夫 $\frac{25}{100}$ の国庫負担（当該期間の一部について坑内夫であった者については、期間別に分かち計算をして合算する）を控除した金額に、別表（現価率表）の率を乗じた額」としている。

（この別表である現価率表の数字は男子女子共に「61歳6ヶ月超62歳6ヶ月以下」に対応する数値が最高値であり、「62歳開始」の終身年金現価率であることを示している。）

(4)厚生年金基金の福祉施設会計

①厚生年金保険法第130条第3項は「基金は加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。」と定めているが、これは昭和48年11月の法改正の際設けられた条文である。

②この法改正をうけて、基金の事業運営基準にも昭和49年2月に第7「福祉施設」の項が設けられ、次の様な内容が掲げられた。

a 目的 基金の行なう福祉施設は、加入員及び加入員であった者に対し、本来の基金の給付を補完し、これらの者の福祉の増進を図ることを目的として行われるものであること

b 事業内容 基金は前項の目的を達成するため、自ら福祉施設を行ない又はその費用を補助することを福祉施設として行なうことができる。基金の福祉施設事業を例示すれば次のとおり。

(1)住宅資金の貸付 (2)保養、健康の保持増進のための施設

(3)老後生活のための施設

(4)教養、文化活動の向上に資するための施設

(5)勤労施設の整備

(6)冠婚葬祭等における慶弔金、災害見舞金等の支給

③福祉施設を行なうにあたって必要な費用は、掛金・掛入金・寄附金・年金経理か

らの繰入金及び事業収益金その他の収入金をもって充てることとされている。なお、この場合、年金経理からの繰入金については、昭和47年1月21日付通知(「厚生年金基金の前事業年度の年金経理に属する総資産から生じた運用収益の業務経理への繰入れについて」)の基準による。同基準によれば、繰入可能の上限は、基金の総資産中、最低責任準備金相当部分については、年利7.0%を上回る収益部分とし、最低責任準備金をこえる部分については、年利6.2%を上回る収益部分とされている。(同基準は昭和51年1月に一部改正されている。)

- ④会計区分 福祉施設会計は基金の経理の2大区分(年金経理と業務経理)のうち、業務経理に属するものとされ、業務経理業務会計と対立して業務経理福祉施設会計という会計区分をなすものとされている。

(注)昭和61年厚年法改正により、国庫負担、標準給与、法第85条の2による責任準備金に変更あり。

B-3

信託についての根拠法規は信託法であり、信託の成立に関する規定は同法第1条であるが、そこには「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転共ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」と定められている。この規定にのっとり、信託契約成立のための要件を考察すると、次の4つが挙げられる。

(1) 信託行為

- a 信託契約成立のための要件として、まず信託を成立せしめる行為が必要であり、この行為を「信託行為」という。信託行為(信託設定行為)の方式については、信託法には特に定めがなく、「財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」ならば、設定者の任意により信託を成立せしめ得る。
- b しかしながら営業信託(信託の引受を営業としている場合)については、信託業法施行細則により、委託者(信託の設定者)受託者(信託の引受人)間の書面による信託契約によるべきことが定められており、契約書に記載すべき事項も定められている。
- ・非営業信託についてはその様な規定がないので、単に意思表示により設定することが出来、また遺言によって設定する場合(遺言信託)もあり得るが、通常は

やはり委託者受託者間の合意による契約により成立する。

- c 信託契約の内容としては、信託の性質よりして少なくとも次の事項について規定しておく必要がある。

①委託者名 ②受託者名 ③信託目的 ④信託財産の内容 ⑤受益者（信託の利益を享受する者） ⑥信託財産の管理・処分に関する具体的な方法 ⑦信託期間
⑧契約年月日

(2) 財産権の移転……信託財産の成立

- a 信託行為と同時に「財産権ノ移転其ノ他ノ処分」が必要であり、（信託契約は要物契約である。）これによって委託者から受託者に移転された財産権を「信託財産」と称する。信託財産となり得る財産権は、「財産価値を有する権利」であればよく、それ以上の制限はない。

- b ただし、営業信託の場合には、信託業法第4条の規定により、引受け得る財産権の種類は下記の6種類に限定されている。

①金銭 ②有価証券 ③金銭債権 ④動産 ⑤土地及びその定着物 ⑥地上権及び土地の賃借権

- c 信託の設定により、財産権は委託者から受託者へ移転するので、そのままでは第三者から見た場合、その財産が受託者の固有財産であるか、他からの信託財産であるかを識別することが困難である。ところが、信託財産はもともと受益者の利益のために受託者に信託されたものであるから、信託法はこの信託財産を特別に手厚く保護しており、第三者は信託財産を受託者の固有財産と誤認することによって不測の損害を蒙るおそれがあるので、これを防ぐため信託財産については「信託財産」なる旨の公示を行うべきものとし、これを怠った場合には、善意の第三者に対し「信託財産」なることを以て対抗し得ざるものとしている。

（信託財産に関する保護規定の内容、信託財産の公示方法についてはB-4参照）

(3) 信託目的

- a 信託には「一定ノ目的」が必要である。すなわち、信託設定時に信託の目的が確立していなければならない。この信託目的は基本的には公序良俗（民法第90条）に反しない限り自由に定めて良いものとされる。

- b ただし、信託には前述の様に財産権の移転を伴い、信託財産は一般財産とは異

なる保護的取扱いを受けることとなるので、自己の財産に関する規制を免れるために信託を設定する等、このことを悪用することが考えられる。このため信託法は次の如く明文を以てかかる信託を規制している。

①脱法信託

法令によってある財産権を享有出来ない者が、信託の受益者となることによって事実上その財産を所有するのと同じ利益を得ようとする場合、その様な脱法行為は許されず、信託は無効とされる。(第10条)

②訴訟を目的とする信託

例えば貸金債権の信託によって、受託者が当事者として法廷に出頭し訴訟行為をする等、訴訟を目的とする信託はこれを認めると濫訴のおそれがあり、弁護士代理の原則にも反するので、禁じられている。(第11条)

③債権者詐害信託

民法第424条は債権者取消権を規定しているが、信託行為についても、それが債務者の債権者を詐害する目的をもってなされたときは、債権者によって取消し得るものとされ、その場合受託者が善意であっても取消権が認められる。(第12条)

(4) 委託者、受託者、受益者の三者関係

- a 信託が成立するためには、通常、信託を設定する人(委託者)とこれを引受ける人(受託者)と、信託の利益を享受する人(受益者)との三者の存在が必要である。

前述の如く、委託者が一定の信託目的を達成するために信託設定の意思表示をするとともに、その財産権を受託者に移転するが、その際、信託目的達成の時には信託財産の元本及びその果実は何人に帰属すべきか(すなわち受益者は誰か)を予め指定するのであって(信託法第7条)この受益者が、委託者と別人である信託を他益信託といい、委託者と同一人である信託を自益信託という。

- b 以下に委託者、受託者、受益者について、その資格要件、相互関係等について概説する。

①委託者

(1)委託者は信託の設定者であり、受託者と共に信託行為の当事者となるが、その当事者能力については信託法には特に定めがないので、民法の規定に従う

ことになる。信託設定に際し、財産権の移転その他の処分をなすのであるから、委託者は財産権に対する処分能力を有する者でなければならず、従って未成年者、禁治産者、準禁治産、破産者は委託者たり得ない。

- (4)委託者は受益者を兼ねることは出来る（自益信託）が、受託者を兼ねることは出来ない。英米では「宣言信託」といって、委託者が信託宣言をすることによって自己の財産の一部を信託財産とし、自己がその財産について他の受益者のために受託者となることが認められているが、我が国では信託法第1条の「他人ヲシテ…」の規定に明らかな通り、信託宣言を認めていない。

②受託者

- (ア)受託者は信託の目的に従い信託財産を管理又は処分する義務を負う者であって、委託者と対立して信託行為の当事者となる。信託財産の管理又は処分するのであるから、財産の管理・処分の能力を有する必要があるが、従って未成年者、禁治産者、準禁治産者、破産者は受託者となることが出来ない。

- (イ)営業信託の受託者となる者は、信託業法の規定により一定の資格を具え、主務大臣の免許を受けた信託会社又は信託業務を兼営する銀行でなければならない。

- (ウ)受託者は「共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外、何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ」受益者の地位を兼ねることは出来ない。（信託法第9条）

受託者自らが受益者となれば、自己の利害が絡まり、受託者としてなすべき善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行することが困難となる場合も生じ得るからである。

③受益者

- (ア)受益者の地位は既述の通り当然に信託の利益を享受するにあり、利益享受の意思表示は必要とされない。

- (イ)信託行為の時に受益者が存在しないということは原則としてあり得ないが、場合によっては不特定であるとか、将来にならなければ存在しないということがあり得る。例えば或る会の会員を受益者とする場合は、受益者は会員の加入、脱退により常に変動するから不特定であり、将来生まれる子供とか、将来の脱退者等を受益者とする場合は受益者は未だ存在しない。

この様に受益者が不特定又は未存在の場合には、受益者の権利（受益権）を

管理する者として「信託管理人」を定めることが適切であり、信託行為に定めがないときは裁判所が利害関係人の請求により、又は職権を以て、信託管理人を選任することとされている。(信託法第8条)

B-4

(1) 信託財産とは

a 信託法第1条に基づき、信託行為により委託者から受託者に信託された財産をいう。

すなわち、信託により、対象となる財産の所有権は委託者から受託者に移転するが、受託者はこれを自己の固有財産とは区別して、信託目的に従って受益者の為に管理・処分しなければならない義務を負うのであり、かくして委託者・受託者双方の任意処分の手から離れることにより、信託法上独特の「信託財産」となるのであって、これについては、後述の如き特別の保護が加えられるのである。

b なお、信託財産の管理処分滅失毀損その他の事由によって受託者の得た財産も信託財産に属する。(信託法第14条)

c 信託され得べき財産は、財産的価値のある、かつ管理処分し得るものであることを要する。

d 営業信託で受託し得る信託財産の種類は、信託業法第4条により①金銭 ②有価証券 ③金銭債権 ④動産 ⑤土地及びその定着物 ⑥地上権及び土地の賃借権に限定されている。

(2) 信託財産と固有財産との区別並びに法律上の取扱い

a 信託財産と受託者の固有財産との区別の方法としては、財産の種類に応じ下記の公示方法があり、これによっていないときには、信託は善意の第3者に対抗できない。(信託法第3条第1項及び第2項)

①登記又は登録すべき財産権(不動産、鉱業権、登録債等)については、信託の登記又は登録

②有価証券については、証券に信託財産なる旨を表示し、株券・社債券については、さらに株主名簿・社債原簿に信託財産なる旨を記載する。

ただし、①②以外の金銭、動産、一般の債権等の財産権については、原則として公示することなしに、善意の第3者に対抗し得るものとされている。

- b 信託財産が受託者の固有財産と法律上異なった取扱いをうけるのは下記の諸点においてであり、特別に保護されている。
- ①信託財産は受託者の相続財産に属さない（信託法第15条）
 - ②信託財産に強制執行をなし、競売することはできない。（ただし、信託前の原因によって生じた権利ならびに信託事務の処理につき生じた権利に基づく場合を除く。）（同16条）
 - ③信託財産に属する債権と、信託財産に属さない債務とは相殺することができない。（同17条）
 - ④信託財産が所有権以外の権利である場合に、受託者がその権利の目的である財産を取得しても、（例えば、地上権が信託された場合に、受託者がその地上権の目的たる土地の所有権を取得しても）その権利（上例では地上権）は混同によって消滅しない。（同18条）

C-1

(1) 重複保険の意義

同一の被保険利益につき、保険事故および保険期間を——全部または一部——共通にする複数の保険契約がある場合において、それらの合計保険金額が保険価額を超過するとき、これを重複保険という。

但し 合計保険金額が保険価額を超えない場合（超過保険にならない場合）を含めて重複保険を定義し、これに対して、超過保険になる場合を狭義の重複保険ということもある。

重複保険の存する場合は、もし各保険契約が相互に無関係に損害を填補するときは、合計して実損害額を超える填補が行なわれ、被保険者を利得せしめ、保険の本質に反する結果となる。このため、商法および各保険約款は、填補額を実損害額にとどめるように、各保険契約の間の分担方法などについて特別の規定を設けている。

なお、賠償責任保険においては、——受託物に関する責任保険の場合や、法令もしくは当事者間の合意によって賠償責任額に限度が設けられている場合を除き——被保険者のこうむり得べき損害の額に限度がなく、保険価額概念が保険技術上存在しない。従って、この種の保険では、重複保険の成立する余地がない。しかし、実際に損害が発生した場合において、各契約の填補責任額の合計額が損害額を超えるときは、合計填補額を損害額にとどめるように、重複保険の場合と同様の取扱がなされなければならない。

また、実損害額を算定しないで定額給付を行なう保険、すなわち傷害保険等においても、重複保険は成立しない。ただし、治療実費を担保する場合において、各契約の保険金額（当該担保のための限度金額）の合計額が当該実費の額を超過したときは、同様の調整を要する。

なお、重複保険の成立し得る「物保険」においても、保険金額が保険価額を超過していないのに、損害発生にあたり上記と同様の調整を必要とする場合がある。たとえば、付保割合条件付実損填補条項による複数の保険契約があった場合において分損が生じたときなどは、各契約の填補責任額の合計が損害額を超過することが起り得るからである。

(2) 重複保険の効果

(イ) 商法の規定

商法は、重複保険を同時重複保険と異時重複保険とに分ち、前者の場合は各保険契約の保険金額の割合で損害を分担することとし、後者の場合は前の保険者から順次に損害を填補することとしている（第632条および第633条）。

他方、商法は、前の契約の保険者の支払能力に不安がある場合などを考慮して、重複保険を生ぜしめるような契約を有効に締結できる場合を例外的に規定している。それは、次のように、被保険者が重複保険によって二重に利得するおそれのない場合である（第634条）。

- ① 前の保険者に対する損害填補請求権を後の保険者に譲渡することを条件とする場合
- ② 前の保険者に対する損害填補請求権を放棄した場合にのみ後の保険者に損害填補を請求することを条件とする場合
- ③ 前の保険者が損害を填補しない場合にのみ後の保険者に損害填補を請求することを条件とする場合

なお、重複保険が存する場合に、被保険者が保険者の1人に対する権利を放棄しても、他の保険者の権利義務に影響を及ぼさない（第635条）。これは、被保険者が保険者の1人と通謀して他の保険者の利益を害することを防ぐためである。

(ロ) 約款の規定

各種目の保険約款においては、同時重複保険、異時重複保険の区別をしないで、いずれの場合も各契約が同順位で損害を分担することとしている。その分担方法としては、かつてはもっぱら保険金額割合による按分が行なわれていたが、損害填補額の算出方法の異なる保険契約の並存（たとえば付保割合条件付実損填補条項による契約とそうでない契約との並存など）に対処するため、「それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した填補責任額」（いわゆる独立責任額）の割合で按分することが次第に一般的となって来た。また、賠償責任保険のように、保険金額（填補限度額）と保険料との間に比例関係のない保険にあっては、保険金額割合による分担は適当でないため、独立責任額割合による分担が行なわれている。

被保険者自己負担額（免責金額）がある場合や、保険金額のほかに填補限度額が設けられている場合において、それらの額が各契約につき異なるときは、合理的な

分担方法の設定についてやや困難な問題が生ずる。保険価額の評価基準につき契約ごとの相違がある場合は、さらに困難である。後者の例としては、新価保険や価額協定保険と他種の保険との競合が挙げられる。これらの場合については、おおむね約款（特約条項）に特別の規定が設けられているが、完全な公平は期し難い。

各種共済契約と損害保険会社による保険契約との競合は、一つの問題である。現行の火災保険約款は、中小企業協同組合法に基づく火災共済協同組合による火災共済契約との間についてのみ填補責任の分担を定め、他の共済契約との競合には触れていない。共済の名の下に行なわれていても、実質上保険と変りない程度の損害填補をするものがある場合は、損害保険会社がこれと無関係に損害を填補するときは、被保険者に二重利得させる可能性があり、公序則上の問題を生ずるおそれがあると思われる。

(3) 関連事項

各種の保険約款は、同一の保険の目的ないし同一の被保険利益に関する他の保険契約の存在を告知義務事項および通知義務事項に含めている。これは、保険者をして重複保険の有無を察知せしめ、道徳危険の発生を防止させるためである。

傷害保険のように、重複保険の成立しない種目においても、他の保険契約の有無は告知義務事項および通知義務事項に含められている。この種の保険においても、複数の保険契約によって過大な保険金を支払うこととなる場合は、道徳危険のおそれが大いからである。

C—2

(1) 危険の変更

危険の変更とは、保険事故発生の蓋然性またはこれに影響を及ぼすべき事情に変化（危険度の増加または減少）を生じることを用いる。

保険契約においては、保険料は保険の目的の危険度に応じて定められる。従って、もしその危険度が大幅に増加した場合に、従来の条件・料率のまま担保を継続するとすれば、保険事業を円滑に運営できないし、また保険契約者間の衡平も害することになる。しかるに、危険の変更は、通常の場合、保険契約者または被保険者のみの知るところであって、保険者はこれを知らない。このため、多くの保険約款は、危険の著

しい変更・増加の場合につき、保険契約者・被保険者に通知義務を課し、保険契約者・被保険者が通知を怠った場合の保険者免責を規定するとともに、保険者に、追加保険料を請求する権利および保険契約を将来に向けて解除する権利を与えている。

上記の「著しい変更・増加」とは、もしそのような危険状態が最初から存したならば、保険者が保険契約を引受けなかったか、または少くとも同一の料率・条件では引受けなかったであろうと考えられる程度のもをいうと解される。実際には、約款に、問題となるような危険変更の具体的ケースが列挙されているのが普通である。なお、保険の目的の譲渡もこのような危険の変更の一つとして扱われている。その理由の一つは、所有者の交替はしばしば危険の状態に重大な影響を及ぼすからである。

一方、商法は、危険の著しい変更・増加を、保険契約者または被保険者の責に帰すべき場合とそうでない場合とに区分し、前者の場合には保険契約は失効することとし（第656条）、後者の場合については、保険契約者・被保険者に通知義務を課したうえで、保険者に将来に向けての契約解除権を与えている（第657条）。保険契約者・被保険者が通知を怠ったときは、保険者は契約が失効したものとみなすことができる。また、保険者が通知受領後遅滞なく契約を解除しなかったときは、契約をそのまま承認したものとみなされる（同条）。

(2) 保険料不可分の原則

保険料は、ある一定期間内において生ずべき損害の統計的確率に基いて定められる。このような危険測定の単位期間を保険料期間という。一つの保険料期間内においては、損害の確率は、期間の長さ按比例せず、もはや分割して計算することができない。従って、いったん保険者が危険を負担したうちは、保険料期間の途中で被保険利益の消滅（保険の目的の滅失その他）、保険契約の失効・解除等のことが生じても、保険者は当該保険料期間に対する保険料の全部を取得でき、未経過期間について保険料を返還することを要しないとされる。これを保険料不可分の原則という。この原則は、商法には明文をもって規定されていないが、通説および判例（大審院判決大正15年6月12日）の認めるところである。なお、保険料期間は、火災保険等においては技術上の理由により1年間であるが、一航海を単位として締結される海上貨物保険等においては、その航海の開始から終了までが一つの保険料期間である。

保険料不可分の原則は、絶対的なものと考えられないであろう。すなわち、

事故発生の確率は、期間の長さには比例しないとしても、期間の長さによって増減することは自明の理であり、多くの保険種目において保険料のなんらかの分割計算が技術的に可能である。短期料率が設けられていることは、この事情を反映したものである。また、多くの約款は、危険変更による解約等の場合につき保険料返還の規定を設けているが、これは部分的に保険料不可分の原則の不適用を規定したものといえよう。

(3) 他人のためにする保険

損害保険契約は、自己以外の第三者を被保険者として締結することもできる。このように、保険契約者と被保険者とが別人である契約を、他人のためにする保険契約という。その典型的なものは、倉庫業者が受寄貨物につき荷主を被保険者として締結する契約である。その他、運送人が荷主のために、また借家人が家主のために、保険契約を締結することも多い。保証保険契約も、債務者を保険契約者、債権者を被保険者としており、他人のためにする保険契約の一種である。また、火災保険普通保険約款第3条第3項は、「家財が保険の目的である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれる」旨を規定しているが、これは、当該親族の所有物につき当該親族を被保険者として「他人のためにする保険契約」を成立させるものと解されている。

他人のためにする保険契約は、民法上の「第三者のためにする契約」の一種と解されているが、被保険者は「受益の意思表示」（民法第537条第2項）を要しないで当然に契約上の権利を取得する（商法第648条）。この場合、被保険者に属する権利は損害填補請求権だけであり、契約解除権、返戻保険料請求権、保険証券交付請求権等は保険契約者に属する。また、保険料支払義務は保険契約者が負うが、契約者の破産の場合には被保険者の負担となる（同第652条）。通知義務は両者ともこれを負う。

商法は、保険契約者が委任を受けないで他人のためにする保険契約を締結した場合において、その旨を保険者に告げないときは、その契約を無効とする旨を定めている（第648条）。これは、保険金詐取等の不正行為を防止するための規定であるが、通告違反の場合に契約を当然に無効とすることについては、立法論として批判が多い。一方、火災保険その他の約款は、委任の有無を問わず、他人のために保険契約を締結する旨を保険申込書に記載しなかったときは契約を無効とする旨を定めている。

傷害保険においては、一般の損害保険と異なり、他人のためにする保険契約とは、保険契約者と保険金受取人とが別人である契約をいう。

C-3

(1) 趣旨

企業間の自由な競争が消費者の利益保護と経済の健全な発達のために重要であることはいままでもないが、損害保険事業においては、下記のような特殊の事情のため、無制限な競争は種々の弊害を生み、事業の運営を阻害するおそれ大きい。このため損害保険事業については、多くの国でなんらかの形で競争制限が容認されている。

- a) 損害保険においては、コストは事後的にのみ確定し、契約引受時には統計的確率に基づいて理論的に予測されるに過ぎない。このため、自由料率制度のもとでは、過大な料率引下競争が生じ、保険者が支払不能に陥って多数の被保険者に不測の損害を与えるおそれがある。また、その過程において、有力な一部の契約者がより多く引下の利益を受け、契約者間の公平を害するおそれもある。
- b) 損害保険は抽象的な無形の商品であって消費者に理解しにくい。このため、もし約款や料率体系（料率の数値はともかく）が会社ごとに異なるときは、各社の条件・料率の比較がむずかしく、消費者に混乱を生じやすい。
- c) 巨額のリスクを円滑に引受けるためには、共同保険および再保険が必要であるが、これを有効に行なうには、引受機構、分担割合、引受条件等につき共同行為が容認されることが望ましい。

損害保険事業について、独禁法適用の除外ないし緩和をどの程度まで行なうべきであるかは、自由競争から生ずる上記のような弊害の可能性と競争制限から生ずる弊害の可能性との、比較考量によって定まる事項であろう。この点については、その国の商取引における伝統的な風習や国民性等も判断材料の一つであろう。また、競争制限を行なうについては、そこから生ずる弊害を最少限にとどめるために、然るべき立法措置と公的機関による不断の注視が必要である。一方、事業者側に対しても、共同行為を公正妥当に行なうためのモラルの維持が強く要求される。

保険料率について競争制限を認める場合は、保険約款および代理店手数料割合についてもなんらかの統制が不可避と思われる。これらは一体のものであって、そのどれかを自由とすることは規制の抜け穴を作ることになるからである。

(2) 制度の概要

わが国における現行法制の概要は次のとおりである。

(イ) 保険業法の規定

- a) 海上保険、航空保険、自賠責および地震保険(「地震保険に関する法律」に基づくもの)については、独禁法の適用がほぼ全面的に排除されている。(第12条の3第1号)。その理由は、海上保険および航空保険については、これらの保険が国際競争にさらされているため、国内での取引制限によって弊害の生ずる余地が少ないからである。また、自賠責および地震保険については、その強い公共的性格にかんがみ、政府の関与の下で統一的取扱をすることが望ましいからである。
- b) その他の保険については、共同保険および共同再保険の場合に下記に関して行なわれる共同行為についてのみ、独禁法の適用が排除されている(第12条の3第2号)。
 - ① 引受(元受・受再)割合、出再割合、引受限度、出再限度などの協定
 - ② 約款の決定(保険料率に関するものを除く)
 - ③ 再保険の相手方または再保険手数料の決定または制限
- c) 上記 a) および b) にかかわらず、もし保険会社が不公正な取引方法を用い、その他公益に反する取引制限を行なったときは、独禁法の適用を受けることがある(第12条の3但書)

(ロ) 「損害保険料率算出団体に関する法律」(料率団体法)の規定

この法律は、米国各州の保険料率算出団体の構想にならって、昭和23年に制定された(昭和26年大幅改正)。この法律によれば、2以上の損害保険会社は大蔵大臣の認可を得て損害保険料率算出団体(以下「料率団体」という)を設立でき(第3条)、この料率団体が統計資料等を整備したうえ会員会社の使用すべき保険料率を算定する。保険会社および料率団体がこの法律に基いて行なう正当な行為については、独禁法は適用されない。

料率団体は、算出した料率について大蔵大臣の認可を受けることを要する(第10条)。認可の条件は、その料率が「合理的かつ妥当なものであり、また不当に差別的なものでない」ことである(第9条、第10条の4第1項)。料率団体が料率の認可を受けたときは、会員会社自身がその料率につき保険業法第10条第1項の認可を受けたものとみなされる(第10条の4第2項)。また、会員会社はその料率を遵守する義

務を負う（第10条の7）。会員会社が料率遵守義務に違反した場合の罰則については、この法律には規定がないが、会員会社自身がこの料率の認可を得たものとみなされる以上、認可事項に対する違反として保険業法第12条の処分の対象となる。

この法律による料率団体は、前述のように2以上の保険会社が連合すれば設立できるが、実際には現在わが国には同一保険種目につき一つの料率団体しかなく、これに国内全社が加入している。すなわち、損害保険料率算定会と自動車保険料率算定会とである。

C-4

この問題は、公法上の効果と私法上の効果とに分けて考察すべきであろう。

(1) 公法上の効果

「損害保険料率算出団体に関する法律」によれば、料率団体がその算出した料率について大蔵大臣の認可を得たときは、会員会社自身が認可を得たものとされる（第10条の4第2項）。従って、会員会社がその料率を誤って適用した場合は、過失によって保険料算出方法書の記載事項に違反したことになる。保険料算出方法書その他の基礎書類の違反は、保険業法第12条の規定に基く主務大臣の行政処分が行なわれ得る場合の一つに数えられている。

また、いずれかの保険契約者から所定の料率と異なる保険料を徴収することは、契約者間の公平を害する行為であり、場合によっては、「保険募集の取締に関する法律」第16条第1項第4号の禁止する保険料の割引を行なったものとみなされることもある。

註 なお、法律問題とは別のことであるが、料率の適用誤りに対しては、業界の内規により、再保険金削減などのペナルティーが課せられることがある。

(2) 私法上の効果

料率の適用誤りの私法上の効果は、興味ある問題であり、また実務上もかなり重要な問題であるが、従来権威ある見解でこれに触れたものが見当らず、また判例もないようである。よって、以下、いくつかの考え方を述べ、それに対する筆者の意見を記すこととする。

第1の考え方は、「当事者間では保険料の額はそのとおりに約定されたのであるから、

それが著しく過当で公序則上問題があるようなものでない限り、私法上はその約定が当事者を有効に拘束し、料率に公法上の瑕疵があることはその約定の私法上の効力に影響を及ぼさない。従って、徴収した保険料が規定額より多くても保険者は法的には差額返還の義務を負わず、また、規定額より少くても追徴の権利を有しない。」とするものである。実際問題としては、多くの場合、保険者は規定額との差額を返還しようとするであろうが、この考え方によれば、それは道義上の理由によるものであって、法律上の義務に基くものではない。

この考え方は、アンダーライターを拘束するような料率表や明確な料率算定基準がなく、料率算定が個々のアンダーライターの裁量にまかされている場合には、妥当といえよう。自由料率制度が行なわれている場合や、業界の統一タリフがあってもそれが advisory rate に過ぎない場合には、おおむねこのような状態が見られる。しかし、その他の場合には、この考え方の当否について種々疑問を生じる。特に、強制力のある料率表が存在し、それが監督官庁によって認可され、かつ、その料率表を使用する旨が社会に公表されている場合については、この見解は採用しがたいと思われる。その理由は、以下第2および第3の考え方に関して述べるとおりである。

第2の考え方は、上記のように強制力のある料率表が認可・公表されている場合において、当該料率表に一種の社会的規範性を認め、もし保険者が誤って規定額を超える保険料を徴収したときは、「法律上の原因なくして他人（保険契約者）の財産により保険者が利益を受け、そのために他人（保険契約者）に損失を及ぼした」とものと解し、保険者に不当利得の返還義務（民法第703条）を課するものである。この場合、保険者は善意の受益者として「其利益ノ存スル限度ニ於テ」利得を返還する義務を負うのであり、返還額は、通常の場合、保険料の当該差額に返還時までの遅延損害金（法定利率年5分。民法第419条、第404条）を加えた額となろう。

逆に、徴収した保険料が規定額より少なかった場合には、この考え方によれば、保険者は不足額を追徴できるであろうか。すなわち、料率表の社会的規範性の故をもって、この場合保険契約者に不当利得の返還義務を課すべきであろうか。仮に、公営保険の場合や、民営保険であっても法定の保険料率が用いられている場合を考えれば、保険契約者は返還義務を負うと解すべきであろう。また、現在保険会社の取扱っている保険のうちでも、自賠償のように、料率表その他の規程の社会的規範性の非常に強い種目については、同様に解すべきではないかと考えられる。さらに、その他の保険

でも、保険契約者が料率表の存在を知っており、かつ、保険料の算出についてはその料率表に従う旨が相互に諒解されていたというような事情（これは企業物件に多いであろう）の下では、同様に解し得る場合が多いのではないと思われる。しかし、以上のような前提条件のない場合には、保険契約者に差額の返還義務を課すことの当否には疑問がある。何となれば、専門家としての保険者が、自己の過失によって誤った保険料額を提示し、その誤った額を受領をもって保険料の決済が完了した旨を表明した以上、保険者に不足額徴収の権利を認めることは、保険者と保険契約者との信頼関係をそこない、また取引の安全を害するおそれがあるからである。この場合、保険者の追徴の権利を否定する根拠としては、禁反言の原則を考慮することができると思われる。いずれにせよ、この問題については、ケース・バイ・ケースに、公平の原則にそって、いずれの側に法的保護を与えるべきかを判断すべきであろう。

㉞ 実際には、前記のような前提条件のいかんにかかわらず、保険者が不足額の支払を要請し、保険契約者がこれに応ずることは——特に、当初の保険料支払から時日を経過しないうちや、損害填補金の支払と同時の場合——多いであろう。これは、法律上の権利義務を離れた事実問題であると考えられる。

第3の考え方は、料率表に前記のように社会的規範性が認められる場合において、保険者がその適用——ないしは、その適用に基く計算——を誤り、そのため過大な保険料を徴収したときは、過失によって保険契約者の権利を侵害したことになるから、保険者は不法行為による損害賠償責任（民法第709条）を負うとするものである。この場合、賠償すべき損害の額は、当該過誤と相当因果関係のある一切の損害の額であるが、通常は、保険料の当該差額に返還時までの遅延損害金を加えた額となろう。

以上の第2および第3の考え方は、おそらくいずれも正しいと思われる。すなわち、各ケースの具体的事情に応じて、その一方または両方があてはまると考えてよいであろう。

実際には、料率の適用誤りは、同一の保険の目的について数年間反復して生ずる可能性が大きい、その場合は、それが発見された時点において、どの程度まで過去に遡って差額を返還することを要するかが問題となる。これについては、時効を考慮しなければならぬ。保険者の差額返還義務の根拠を不当利得返還義務に求める場合は、返還請求権の消滅時効は、「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」（すなわち、保険契約者がもとの保険料を支払った時）から10年である（民法第166条、第167条）。また、不法行為に

よる損害賠償責任に根拠を求める場合は、損害賠償請求権の消滅時効は、被害者（保険契約者）が損害（過大な保険料の支払）を知った時から3年、かつ、不法行為（料率の適用誤り）の時から20年である（民法第724条）。

なお、前述のような不当利得および不法行為の問題のほか、本件については「錯誤による意思表示の無効」(民法第95条)の問題が生じることがあり得る。たとえば、保険者が保険契約者に対して保険料の差額を請求した場合に、契約者が、保険料の額につき錯誤があったことを理由として（すなわち、「正規の保険料がそれほど多額であるとは知らなかった。もし知っていたら契約しなかったはずだ。」という理由で）契約の無効を主張することも、理論的にはあり得る^四。また、保険者が誤って保険料を3桁低く請求したというような場合に、保険者の側から、錯誤を理由として、保険料に関する意思表示の無効を主張することも考えられる。

四 この場合は保険契約そのものの無効であるから、保険者は、すでに領収した保険料を全額返還し、一方、保険契約上の義務も — 保険期間の始期に遡って — 負わないこととなる。しかし、保険期間が無事故のまま相当経過した後においては、無効の主張に関して種々の問題を生ずる（保険者はすでにその時まで危険を負担したのであるから。すなわち、もしその間に事故が生ずれば、保険者は損害を填補したはずであるから）。また、事故発生後においては、契約者が無効を主張することは事実上起らないであろう。

〔後記〕問題C—4に関する以上の記述は、アクチュアリー試験における解答の例文としてはやや専門的に過ぎたかと思うが、従来この問題を論じた文献がないようなので、あえて多少詳細に記載した。

法 規 Laws & Regulations

1. 生命保険契約において被保険者の同意を必要とするのはいかなる場合か、契約締結時と締結後のそれぞれについて述べ、この同意の法的な意味を説明せよ。

Enumerate cases when and where the consent of the insured shall be required at concluding or after concluding an insurance contract, and explain the legal meanings of such consents.

2. 次の語句について説明せよ。
 - (1) 主務大臣による検査
 - (2) 生命保険契約における責任開始期

Explain the following wordings:

- (1) Inspection or examination by the competent Minister.
- (2) The date of commencement of the liability of the company with respect to a life insurance contract.